

2020年6月改正

貸付限度額UP

2020年度

介護職場に復帰される方

応援します!!



介護人材再就職準備金

貸付金のご案内

介護業務の経験が1年以上ある有資格者（介護福祉士、実務者研修、初任者研修修了者等）の方が介護福祉施設等に再就職する際に必要な費用をお貸しする制度です。

- ① 貸付限度額が**40万円**に倍増
- ② 滋賀県内で継続して2年以上介護等の業務に従事すると
貸付金の返還が**全額免除**

貸付対象者 下記①～④の要件をすべて満たしている方

- ① 県内に所在する事業所または施設※に介護職員等として週20時間以上勤務する方（※居宅サービス等を提供する事業所もしくは施設または第一号訪問事業もしくは第一号通所事業を実施する事業所）
- ② 介護人材として求められる一定の知識（資格）を有していること
(次のいずれかに該当する方)
 - ・ 介護福祉士
 - ・ 介護職員実務者研修
 - ・ 介護職員初任者研修（介護職員基礎研修、ヘルパー1級、2級含む）
- ③ 過去に介護職員等として実務経験が1年以上ある方
(雇用期間が通算365日以上かつ従事日数が180日以上)
- ④ 直近の介護職員等として離職した日から、再就職する日までに1ヶ月以上経過し、あらかじめ滋賀県介護・福祉人材センターに“離職時の届出制度”への登録をした方

貸付条件

貸付限度額 400,000円以内（一括貸付）
利子 無利子
貸付回数 1人1回限り

【貸付金の使途例】

- 子どもの預け先を探す際の活動費
 - 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
 - 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞄等の被服費
 - 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
 - 通勤用の自転車又はバイクの購入費
- など

申請方法

再就職した日の属する月の翌々月の末日までに申請して下さい。

滋賀県介護・福祉人材センターに申請書等を郵送または直接提出してください。

* なお、郵送の場合は不着等の事故を防止するため、特定記録郵便等の郵送を推奨します。普通郵便で郵送し、不着等の事故が生じた場合には当センターでは責任を負いません。

貸付決定

滋賀県社会福祉協議会が定める審査により貸付の可否を決定し、申請者に通知します。

* 受付は毎月末で締め切り、翌月に貸付の可否を決定します。

申請に必要な書類等

※必ず油性ボールペンでご記入ください。消せるボールペンでの記入は受付できません。

- ① 介護人材再就職準備金貸付申請書（個人情報取得の同意含む）
- ② 採用（予定）証明書
- ③ 資格を証明するものの写し
- ④ 住民票記載事項証明書
- ⑤ 離職時の届出制度届出書（あらかじめ登録されていない方）
⇒ 未登録の方はこちらからも登録できます



連帯保証人

1名の連帯保証人が必要です。

* なお、申請書等の連帯保証人記載欄には、ご本人の自筆での署名、捺印が必要です。

返還の免除

滋賀県内で継続して2年以上介護職員等の業務に従事した場合、貸付金返還の義務を免除します。（従事期間730日以上かつ従事日数360日以上※）

※ 従事期間は月を単位として継続している必要があります。例えば、離職して他事業所へ再就職（転職）により、介護職員として業務に従事していない月が生じた場合は返還して頂くこととなります。

返還が生じた場合

返還期間	返還の事由が生じた日の属する月の翌月から、1年以内
返還方法	月賦、半年賦による均等払い。一括返還、繰上げ返還も可
延滞利子	年3%（正当な理由がなく返還しなければならない日までに返還しなかった場合）

申請に関するお問い合わせ先

●滋賀県社会福祉協議会 資金貸付・債権管理担当

TEL 077-567-3958 FAX 077-566-3611

〒525-0072

滋賀県草津市笠山七丁目8-138

滋賀県かいご・ふくしのシゴトWeb

https://fukushi.shiga.jp/kaigo_ouen/saisyusyoku



★申請書等様式はHPからダウンロードできます。 また、詳細要綱も掲載しています。